

まちなかに暮らそう

まちなか^{*1}で住宅を取得される場合に助成金を交付します。

●助成制度を利用するには、工事着工の前に、建築計画について、市の認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

制度1：まちなか住宅建築等助成金

自分が居住することを目的に、市内本店業者で住宅を新築する場合

【助成額】
対象経費の1/20

- 【限度額】
- 1) 一般住宅：60万円
 - 2) 二世帯住宅：120万円
- *まちなか転入者^{*2}が住宅を新築する場合は、1)・2)それぞれの額に100万円上乗せ

制度2：まちなか空き家再生促進助成金

ながはま住宅再生バンク^{*3}に登録されている空き家を、自分が居住するために購入または賃借し、市内本店業者で改修工事を行う場合

【助成額】
対象経費の1/10

- 【限度額】
- 1) 通常：30万円
 - 2) まちなか転入者が、3親等内の親族以外から住宅および土地を取得する場合：130万円

まちなか以外の地域においても、住宅の取得および転入者の住宅改修費用の一部を助成する制度があります。詳しくは商工振興課（☎65-8766）まで。



まちなか居住推進重点区域

◆用語の説明

- ※1：まちなか
長浜市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地エリアのうち、まちなか居住推進重点区域をいう。
 - ※2：まちなか転入者
平成23年1月1日以降に新たにまちなかに住所を移された人（平成22年1月1日から平成22年12月31日の間にまちなかに住所があった人を除く）
 - ※3：ながはま住宅再生バンク
長浜まちづくり㈱が運営する、まちなかの空き家情報を紹介するサイト
ホームページ <http://www.nagamachi.co.jp>
- ・まちなかで空き家（町家）をお持ちの人で、売却または借家として利用してもらいたい人、まちなかの空き家を購入または借りて住んでみたい人は、長浜まちづくり㈱（☎65-3935）までご連絡ください。

問 長浜駅周辺まちなか活性化室（☎65-6545）

償却資産の申告は
1月31日(木)まで！

事業にお使いの償却資産（土地、家屋、自動車税・軽自動車税の課税対象を除く）は、固定資産税の課税対象となります。

市内で償却資産をお持ちの人は、個人・法人の別や資産の多少に関わらず、毎年1月1日にお持ちの資産を申告していただくこととなります。

具体的な申告方法については、平成24年12月上旬に、今までに申告があった人や新たに事業を始めた人など、市が把握している人に申告書とあわせて送付しました申告の手引きを参照のうえ、早めに申告いただきますようお願いいたします。（前年度から資産状況に異動がない場合でも申告は必要です）

なお、新たに開業された人など償却資産をお持ちで申告書が届いていない人は、申告書類を送りますので税務課まで連絡ください。

問 税務課 資産税グループ
☎65-6523

農耕作業用車両（田植機・コンバイン・トラクターなど）をお持ちの人へ

田植機、コンバイン、トラクターなどの農耕作業用車両のうち、最高速度が時速35km未満の乗用装置がある車両は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の課税対象となります。

農耕作業車の登録手続きがお済みでない人は、税務課または北部振興局・各支所福祉生活課で手続きを行ってください。



【登録に必要なもの】

- ・印鑑（認め印可、朱肉を使うもの）
- ・届出者の本人確認書類（運転免許証など）
- ・販売譲渡証明書
- ・委任状（納税義務者と届出者が別世帯のとき）

問 税務課 市民税・国保料グループ
☎65-6508

保育料（保育所・幼稚園）がコンビニで納められます

保育所・幼稚園保育料がコンビニエンスストアで、手数料不要でいつでも納付できるようになります。

平成25年1月分保育料（1月中旬以降）から、コンビニで利用できる納付書（コンビニ収納用バーコード入り）をお送りします。なお、今までどおり金融機関、農協、郵便局、市役所および北部振興局・各支所でも納付できます。



※納付期限が1月18日（平成24年度12月分）までの納付書は、コンビニで納付することができませんのでご注意ください。

※平成25年4月分保育料から納付期限を過ぎて督促となった場合は、督促手数料として100円を徴収します。滞納が続く場合は、法令の定めるところにより滞納処分となることがあります。

問 幼児課（☎74-3704）